

御家族の方へ

見本

金ケ崎町住民課国保年金係

死亡届出後の諸手続きについて

_____様が亡くなられたことにより、金ケ崎町役場にて必要な諸手続きは、次のとおりです。ご確認のうえ、**この通知が届いてから14日以内を目途に**、ご来庁ください。

なお、**他の手続きについてはそれぞれ、関係機関にて行っていただきますよう**お願いいたします。（例：相続登記…法務局、預金通帳の解約…金融機関、社会保険…保険者、など）

- 窓口** : 住民課国保年金係 TEL 0197-42-2111（内線番号 2124）
- 受付時間** : 9:00～11:00、13:00～16:00 ※平日のみ
- ご返却いただくもの**（がついているものを、ご来庁の際にお持ちください。）
- 国民健康保険証 亡くなられた方の保険証（世帯主が変更となる場合：世帯全員の保険証）
- 後期高齢者医療被保険者証 亡くなられた方の保険証
- 介護保険証 亡くなられた方の保険証
- 印鑑登録証 亡くなられた方の印鑑登録証

番号	
----	--
- 住民基本台帳（個人番号）カード 亡くなられた方の（住基・個人番号）カード
※返却を希望される方のみ→返納届を記入いただきます。
- 医療費受給者証 亡くなられた方の受給者証
- 申請書を記入いただくもの**（住民課に申請書があります。）
- <必要なもの>**
- 世帯主変更届 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 葬祭費申請書（国保） 葬祭を行った方の通帳
- 葬祭費支給申請書（後期） 葬祭を行った方の通帳
- 申立書・誓約書（後期） 相続人代表者の通帳
- 医療費受給者証資格変更届 相続人代表者の通帳
- 相続人代表者指定届（税務課） 相続人代表者の通帳
- 固定資産税現所有者申告書（税務課） 亡くなられた方に代わる、固定資産の所有者の印鑑
- 農地相続届（農業委員会） 相続人代表者の印鑑
- 耕作者変更の届（農林課） 相続人代表者の印鑑
- 森林の土地の所有者届出書（農林課） 方法を説明し、後日のお手続きになります。
- 上下水道の変更届 水道お客様センター（TEL0197-41-1100）でのお手続きになります。